

**富士見市立鶴瀬小学校
いじめ防止基本方針**



第1 いじめの防止等の基本理念

いじめは、どの児童、どの学校にも起こりうるもので、全ての児童に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるように対策を講じなければならない。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめを絶対に許さないという決意のもと、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるように育まなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、市、学校、地域住民、保護者、その他の関係者の連携のもと、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

第2 いじめの禁止

児童等は、いじめを行ってはならない。

(いじめ防止対策推進法 第4条)

第3 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(いじめ防止対策推進法 第2条)

いじめの態様

- 1 冷やかし、からかい、悪口、脅し文句、嫌なことを言われる
- 2 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 3 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- 4 ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 5 金品をたかられる
- 6 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 7 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- 8 パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

(文部科学省：児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査)

いじめの解消の定義

○「解消している」状態とは、少なくとも2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

① いじめに係る行為の解消

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この「相当の期間」とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

第4 いじめの防止等のための基本的方針及び取組

1 学校いじめ防止基本方針の策定

学校におけるいじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処）のための対策に関する基本的な方針を定める。

（いじめ防止対策推進法 第13条）

（1）いじめの防止に関する取組

ア 道徳教育の充実

- ・特別な教科道徳の授業により、未発達な考え方や道徳的判断力の未熟さから起こる「いじめ」を未然に防止する。
- ・「いじめをしない・許さない」という人間性豊かな心を育てる。
- ・児童の実態に合わせて、内容を十分に検討した題材や資料等を取り扱った特別な教科道徳の授業を実施する。
- ・児童の心根が揺さぶられる教材や資料に出会わせ、人としての「気高さ」「心づかい」「やさしさ」に触れることによって、自分自身の生活や行動を省み、いじめを抑止する。

イ 体験活動の充実

- ・児童が、他者や社会、自然との直接的なかかわりの中で自己と向き合うことで、生命に対する畏敬の念、感動する心、共に生きる心に自らが気づき、発見し、体得させる体験活動を実施する。
- ・福祉体験や国際交流体験やボランティア体験等、発達段階に応じた体験活動を系統的に展開し、教育活動に取り入れる。

ウ 児童が主体的に行う活動・支援

- ・日々の授業をはじめとする学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会や社会体験を取り入れる。
- ・児童が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを教育活動に取り入れる。

- ・いじめゼロ集会を実施する。
- ・オレンジリボン、グリーンリボンキャンペーンを実施する。
- ・各委員会活動でいじめ防止の取組を行ない、全校児童に周知する。

エ 保護者及び地域住民等との連携

- ・授業参観や保護者研修会の開催、ホームページ、学校・学年だより等による広報活動により、啓発を行う。
- ・PTAの各種会議や保護者会等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設ける。
- ・インターネットを使用する時のルールやモラルについての啓発活動として、高学年児童、保護者対象の研修や講演会を実施し、ネットいじめの予防を図る。

オ 計画的な教職員の研修の実施

- ・年間計画に基づく定期的な事例研修会を実施する。
- ・カウンセリングマインド研修を実施し、カウンセリング技術の向上を図る。

カ インターネットによるいじめ対応について

- ・ネット使用のルールや約束について、講習会や授業を行い正しい使用の仕方を学ぶ。(教師・児童・保護者対象の研修会実施)
- ・児童との信頼関係を築き、日々の観察や生活ノート等で早期発見・早期対応に努める。

キ 関係機関との連携

- ・学校応援団、地域子ども教室、PTA等の学校関係者との連携、警察、児童相談所、地域の病院（学校医）等の関係機関との連携、民生児童委員、町会長等の地域の関係者との連携により、情報交換を行い、いじめを防止する。

ク 子どもと向き合う時間の確保

- ・業務の整理分担と情報の共有で、教員の負担軽減を図り、担任のみならず担任以外を含む相談体制を整え、全職員の共通理解のもと、児童と関われるようにする。

ケ 学校評価への位置づけ

- ・学校自己評価にいじめ防止基本方針に関する評価項目を設け、成果と課題を明らかにし、必要に応じ、見直しを行う。
- ・見直しにより、いじめ防止基本方針を改定した場合には、ホームページ、学校だよりで公表する。

コ 東日本大震災により被災した児童への配慮

- ・被災児童に対し、被災による心身への影響や環境変化による不安等を理解し、教育相談室等、関係機関と連携し、適切なケアを行い、最新の注意を払いながら、いじめの未然防止・早期発見に取り組む。

サ その他、特に配慮が必要な児童への対応

- ・配慮が必要な児童の情報を教員で共有し、保護者、教育相談室、ジュニアアスポート等、関係機関と連携を図り、児童理解を深め、いじめの未然防止・早期発見に取り組む。

(2) いじめの早期発見に関する取組

ア 定期的な調査等について

- ・ いじめ実態調査アンケートは発見の手立ての一つであると認識し、学期に1回以上実施する。
- ・ 記名、持ち帰り等に配慮する。

イ 児童、保護者、教職員の相談体制

- ・ ふれあい相談員やスクールカウンセラーを中心とした校内の相談体制づくりを行う。

ウ いじめを受けた児童の権利、擁護の体制

- ・ 児童の目線で、児童にわかりやすく、安心して相談できる仕組みをつくる。
- ・ 児童自身が「自分の人権」「他人の人権」を学び、理解を深める。
- ・ 児童が意見を表明し、児童が参加できる場や機会の充実に努める。

エ 教員の情報共有

- ・ 児童の些細なサインを見逃さず、児童個々の情報を共有し、共通理解・共通行動のもと、全職員でいじめの早期発見に組織的に取り組む。

(3) いじめへの解決に向けた対処に関する取組

ア いじめの通報等の義務について

- ・ 発見した教職員は一人で抱え込まず、いじめ防止対策委員会に直ちに報告し、情報を共有する。

イ いじめの事実の確認及び教育委員会への報告

- ・ いじめ防止対策委員会は速やかに関係児童から事情を聴き取り、いじめの事実の有無の確認を行った後、教頭が教育委員会に報告するとともに被害児童・加害児童の保護者に連絡する。

ウ いじめを受けた児童・行った児童の指導助言

- ・ いじめを受けた児童を第一に守る。
- ・ いじめを行った児童に対する指導及び保護者に対して助言する。
- ・ 保護者と情報を共有し、保護者の理解・協力を得る。

エ いじめ後、安心して教育が受けられる措置

- ・ 児童に対する親身な教育相談を充実させ、スクールカウンセラーの活用や養護教諭等との連携を図る。
- ・ 相談室を設け、児童が相談しやすい雰囲気になるよう工夫し、環境を整える。

オ いじめを受けた保護者と行った保護者間との情報共有

- ・ いじめの事実について正確に両者に伝わるようにし、誤解を生まないよう配慮する。
- ・ 当事者同士の話し合いの場を設定し、いじめた児童の謝罪といじめられた児童への報復の防止等を行う。
- ・ 連絡、相談、報告を丁寧に行い、信頼関係を築く。

カ いじめが犯罪行為の場合について

- ・ いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、教育委員会と相談して、所轄警察署と連携を図り、対処する。
- ・ 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、教育委員会と相談して、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

キ 他校との連携

- ・ 他校の児童生徒との案件については、事実の確認を行い、その結果を当該学校に連絡するとともに、共通認識のもと、連携・協力を密にして早期解決に向け対処する。

2 富士見市立鶴瀬小学校いじめ防止対策委員会の設置

学校がいじめに関する問題への対処をより実効的に行うため、いじめの防止等の対策の中核的な役割を担う組織を設置する。

(いじめ防止対策推進法 第22条)

校内組織

(1) 構成員

校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・教育相談主任・学年主任・特別支援コーディネーター・養護教諭

※必要に応じ、教育委員会指導主事・SSW・ふれあい相談員・東入間警察署担当

(2) 活動内容

- ・いじめ防止全体指導計画を策定する。
- ・児童理解に関する研修、指導・援助に関する研修を実施する。
- ・各分掌の役割を明確化し、日常的な取組を実施する。
- ・いじめ防止対策委員会を中心とした校内の相談体制作りを行う。
- ・小中合同のカウンセリングマインド研修を実施し、カウンセリング技量の向上を図る。

(3) 開催

- ・年間計画に位置づけ、月1回定期会を行うとともに、必要に応じて開催する。

第5 重大事態への対処

1 重大事態とは

(1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

『生命、心身または財産に重大な被害』について

- ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合 など

(国のいじめの防止のための基本方針参酌)

(2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めたとき。

『相当の期間学校を欠席』について

- ・ 不登校の定義に踏まえ年間30日を目安とする
- ・ 30日に達していなくても一定期間、連続して欠席している場合

(国のいじめの防止のための基本方針参酌)

『相当の期間学校を欠席』していない場合でも児童等や保護者から申立てがあった場合

(国のいじめの防止のための基本方針参酌)

(いじめ防止対策推進法 第28条)

2 重大事態の発生と調査

(1) 重大事態の調査情報提供について

- ・教職員、児童及びその保護者等から事実関係や意見等に関する説明等を求める。
- ・関係団体に照会して必要な事項の文書等関係資料の提出、提示、閲覧、複写等の提供を求める。

(2) 教育委員会への報告について

- ・個人情報保護について適切な配慮及び措置を施した上で、速やかに、当該報告書を教育委員会に報告する。

第6 その他いじめの防止等のための重要事項

1 学校基本方針の検証及び見直し

学校は、学校基本方針に定めるいじめ防止等の取組が実効的に機能しているか富士見市立鶴瀬小学校いじめ防止対策委員会において検証し、必要に応じて見直す。

(国のいじめの防止のための基本方針参酌)

- (1) 学校自己評価で「いじめ防止基本方針」の成果と課題を明らかにし、必要に応じ改定する。
- (2) 改定した場合は、保護者等へホームページ、学校だよりで公表する。

2 年間行事予定

	教職員の活動	児童の活動	保護者への活動
4月	○「学級開き」についての研修 ○いじめ防止基本方針についての検討 【いじめ防止対策委員会】 ○いじめ対策に関わる共通理解 ○児童に対する情報交換 【生徒指導・教育相談部会】	○学級開き・学級ルールづくり 【学級活動】 ○行事を通じた人間関係づくり 【1年生を迎える会】	○いじめ対策についての説明・啓発【学級P】

5月	○第1回いじめアンケート調査 ○児童に対する情報交換と研修 【生徒指導・教育相談部会】 【校内研修】	○全校遠足（縦割り班活動） ○行事を通じた人間関係づくり 【運動会】 ○色別遊び（縦割り班活動） ○人権作文 ○人権標語（5年）	○いじめ対策についての説明・啓発【PTA総会】 ○家庭確認週間【学級P】
6月	○児童に対する情報交換 【生徒指導・教育相談部会】	○色別遊び（縦割り班活動） ○行事を通じた人間関係づくり 【ミニバス大会】	○保護者との情報交換 【個別懇談会・学級P】
7月	○学校評価の実施 ○児童に対する情報交換 【生徒指導・教育相談部会】	○色別遊び（縦割り班活動） ○行事を通じた人間関係づくり 【林間学校】	○いじめ対策についての啓発 【地区別懇談会】
8月	○いじめに関する生徒指導・教育相談・インターネットの研修 【校内研修】		
9月	○第2回いじめアンケート調査 ○児童に対する情報交換 【生徒指導・教育相談部会】	○色別遊び（縦割り班活動）	
10月	○児童に対する情報交換 【生徒指導・教育相談部会】	○色別遊び（縦割り班活動） ○行事を通じた人間関係づくり 【親善陸上大会】 ○行事を通じた人間関係づくり 【修学旅行】	
11月	○児童に対する情報交換 【生徒指導・教育相談部会】	○色別遊び（縦割り班活動） ○行事を通じた人間関係づくり 【校内音楽会】 【鶴小まつり】 【校内持久走記録会】	○保護者との情報交換 【個別懇談会】 ○保護者による学校評価の実施
12月	○学校評価の実施 ○児童に対する情報交換 【生徒指導・教育相談部会】	○色別遊び（縦割り班活動）	○保護者との情報交換 【保護者会】
1月	○第3回いじめアンケート調査 ○児童に対する情報交換 【生徒指導・教育相談部会】	○色別遊び（縦割り班活動）	○学校評価の公表 ○いじめ対策についての啓発 【学校公開授業】
2月	○児童に対する情報交換と研修 【生徒指導・教育相談部会】 【校内研修】	○色別遊び（縦割り班活動）	○保護者との情報交換 【保護者会】
3月	○「学校いじめ防止基本方針」の評価 ○今年度の問題の検討及び新年度の取組の検討 ○児童に対する情報交換 【生徒指導・教育相談部会】	○色別遊び（縦割り班活動） ○行事を通じた人間関係づくり 【6年生を送る会】	

いじめ防止対策委員会

〈構成委員〉

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、教育相談主任、特別支援コーディネーター、学年主任、養護教諭

※必要に応じ、教育委員会指導主事、SSW、ふれあい相談員、東入間警察署担当

〈活動〉

- ① いじめの早期発見に関する事。(アンケート調査、教育相談等)
- ② いじめ防止に関する事。
- ③ いじめの事案に対する対応に関する事。
- ④ いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めること。

〈開催〉

月1回を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

いじめの相談・通報窓口

いじめに係る相談を受けて場合は、速やかに事実の有無の確認を行う。

(1) 学校におけるいじめの相談・通報窓口

- ① 教頭、養護教諭、教務主任、生徒指導主任

電話 049-251-0149

E-mail tsurusho@circus.ocn.ne.jp

(2) 学校以外でのいじめの相談・通報窓口

- ① 富士見市教育相談室

電話 049-253-5313

E-mail fujikyousou@bz04.plala.or.jp

(3) いじめの相談や通報の指導

いじめを認知した場合の対応

いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行います。

(1) 発見から組織的対応の展開

1. いじめの情報のキャッチ

- ・いじめが疑われる言動を目撃
- ・日記などから気になる言葉を発見
- ・児童や保護者からの訴え
- ・「悩みアンケート」から発見
- ・校内の先生等からの情報提供

最初に
認知し
た教員
等

学級担任

生徒指導

校長
教頭

2. 対応チームの編成

= 【いじめ防止対策委員会】の立ち上げ

校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・教育相談主任・学年主任・特別支援コーディネーター・養護教諭

3. 対応方針の決定・役割分担

- (1) 情報の整理
- (2) 対応方針
 - ・緊急度の確認、「自殺」「暴行」等の危険度の確認
- (3) 役割分担
 - ・被害者、加害者、周辺児童からの事情聴取と支援・指導担当
 - ・保護者への対応担当・関係機関への対応担当

4. 事実の究明と支援・指導

- ・いじめの状況、いじめのきっかけ
- ・事実に基づく聴取は、被害者→周囲にいるもの→加害者の順に行います。
- ・複数の教員で確認しながら聴取を進め、情報提供者についての秘密を厳守します。
- ・いじめ加害者が、被害者や通報者に圧力をかけることを防ぎます。
- ・いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講じます。

5. いじめの被害者への対応

6. いじめの加害者への対応

7. 周囲の児童への指導

(1) いじめ被害者への対応

※心のケア(スクールカウンセラーや教育相談室の活用)や安心して学校に通学できるようにするための対応

- いかなる理由があっても、徹底していじめられた児童の味方になる。
- 担任を中心に、児童が話しやすい教師が対応する。
- 学校は、いじめている側を絶対に許さないことや今後の指導の仕方について伝える。
- 児童のよさやすぐれているところを認め、励ます。
- いじめている側の児童との今後の関係などを具体的に指導する。
- 日記ノートとの交換や面談等を定期的に行い、不安や悩みの解消に努める。
- 自己肯定感を回復できるよう、友人との関係づくりや活躍の場等の支援を行う。

(2) いじめ加害者への指導・対応<<複数の教員での対応・記録の保存

※被害者を恐れている場合も想定して

- いじめを行った背景を理解しつつ、行った行為に対しては毅然と指導する。
- 自分はどうすべきだったのか、これからどうしていくのかを反省させる。
- 対応する教師は、中立の立場で事実確認を行う。
- 被害者の辛さに気付かせ、自分が加害者であることの自覚を持たせる。
- いじめは、決して許されないことを理解させ、責任転嫁等をさせない。
- 日記ノートや面談を通して、教師との交流を続けながら成長を確認する。
- 授業や学級活動等を通して、よさを認めプラスの行動に向かわせる。
- いじめを行った子どもに対する成長支援の観点から、いじめを行った子どもが抱える問題を解決するための支援に努める。

(3) 観衆、傍観者への指導・対応

- いじめは、学級や学年等集団全体の問題として対応し、いじめの問題に、教師が児童とともに本気で取り組んでいる姿勢を示す。
- いじめの事実を告げることは、告げ口やチクリなどというのではなく、辛い立場にある人を救うことであり、人権と命を守る立派な

行為であることを伝える。

○周囲ではやし立てていたものや傍観していたものも、問題の関係者として事実を受け止めさせる。

○被害者は、観衆や傍観者の態度をどのように感じていたかを考えさせる。

○これから、どのように行動したらよいかを考えさせる。

○いじめの発生の誘引となった集団の行動規範や言葉遣いなどについて振り返らせる。

○いじめを許さない集団作りに向けた話し合いを深める。

(2) 保護者との連携

①いじめ被害者の保護者との連携

- ・事実が明らかになった時点で、速やかに保護者に報告を行い、学校で把握した事実を正確に伝える。
- ・学校として徹底して子どもを守り支援していくことを伝え、対応の方針を具体的に示す。
- ・対応の経過をこまめに伝えるとともに、保護者から子どもの様子等について情報提供を受ける。

②いじめ加害者の保護者との連携

- ・事情聴取後、保護者に事実を伝えるとともに、相手の子どもや保護者の状況を説明し、いじめの深刻さを認識してもらう。
- ・指導の経過と子どもの変容の様子等を伝え、指導に対する理解を求める。
- ・学校は、事実について指導し、よりよく成長させたいと考えていることを伝える。
- ・いじめを行った子どもに対する成長支援の観点から、いじめを行った子どもが抱える問題を解決するための支援に努める。

(3) 地域との連携

- ・PTAや学校応援団、地域の関係団体等と学校が、いじめの問題について協議する機会を設けたり、学校運営支援者協議会を活用したりするなど、いじめの問題について家庭・地域と連携した対策を推進する。
- ・より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるように、学校と家庭・地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

(4) 関係機関との連携

①警察への通報など関係機関との連携

・学校や教育委員会において、教育上必要な指導を行っているにもかかわらず、十分な効果を上げることが困難な場合には、警察、児童相談所、医療機関、法務局等の人権擁護機関等との適切な連携体制を構築して対処する。

・犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。